

福島県立医科大学大学院保健科学研究科の学位論文及び最終試験評価基準

令和8年5月21日保健科学研究科長制定

(目的)

第1条 この規程は、福島県立医科大学学位規程第16条の規定、福島県立医科大学大学院保健科学研究科履修規程第9条の規定及び福島県立医科大学大学院保健科学研究科修士学位論文審査内規第9条、第10条、第11条及び第12条に基づき、学位論文の審査及び最終試験に関する評価基準を定めることを目的とする。

(学位論文及び最終試験の評価基準)

第2条 保健科学研究科の学位論文及び最終試験の評価基準は、大学院保健科学研究科における学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、次のとおり定める。

1 保健科学専攻（修士課程）学位論文

- (1) 論文及び発表内容は、論理的に展開されている。
- (2) 研究方法及びデータ解析は、適切かつ正確である。
- (3) 研究成果は、社会に貢献できるものである
- (4) 研究倫理を遵守して行われている。

2 保健科学専攻（修士課程）最終試験

- (1) 専門分野に関する高度の専門的知識・能力を修得しており、研究成果や研究課題について、適切な表現で理解しやすく発表出来ている。
- (2) 審査委員からの質問内容を的確に理解し、専門分野における高度な専門性と深い学識に裏付けされた適切な回答がなされている。

附 則

この評価基準は、令和8年5月21日から施行する。